

【平成29年度】

宇都宮市保健所の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
保健所総務課			
1.7 二次救急医療体制の運営及び充実強化			
1.7.2 監査の結果			
1.7.2.3 設備整備補助金の支給について			
<p>宇都宮市救急医療体制運営費補助金交付要綱において、病院群輪番制病院設備整備費については要件を満たす設備について購入額の全額が補助されることがとされているが、ここ数年、設備購入に係る国庫補助額が内示割れていることに合わせて、栃木県の補助割合も国に随伴している。</p> <p>交付金額の算定方法は交付要綱の重要な規定であり、運用により交付額を増減させることには慎重であるべきである。また、平成29年4月1日付で交付要綱を改定しているにもかかわらず、設備購入額の全額を補助するとしている規定の改定はなされていない。</p> <p>交付要綱に基づいて支給を行うか、交付要綱を実態に合わせて改定すべきである。</p>	53	保健所総務課	<p>指摘を踏まえまして、宇都宮市救急医療体制運営費補助金交付要綱の別表（第6条関係）において「医療機器1台の購入額とする。」としていた規定を「医療機器1台の購入額を上限とする。」と改定いたしました。</p>
1.8 小児救急医療体制の運営			
1.8.3 監査の結果			
1.8.3.1 交付基準について			
<p>小児救急医療体制補助金の支給基準における基準額については、小児救急医療施設運営費補助金交付要綱第4条において「市長が別に定める額に診療日数を乗じた額」と規定されている。しかし、宇都宮市として「市長が別に定める額」を規定しておらず、慣行として栃木県の救急医療施設運営費等補助金交付要領を準用している。</p> <p>県市が連携しながら救急医療圏を形成していることからすれば合理性があり、かつ害害もないと考えられるが、形式的には宇都宮市独自で補助金交付額を規定することも可能であることから、栃木県の規定を準用するのであれば、その旨、小児救急医療施設運営費補助金交付要綱に明示すべきである。</p>	56	保健所総務課	<p>指摘を踏まえまして、小児救急医療施設運営費補助金交付要綱第4条において「市長が別に定める額に診療日数を乗じた額」としていた規定を「診療日数に41,148円を乗じた額」と改定するとともに、夜間加算に関する規定「（2）の診療日数に19,782円を乗じた額」を追加いたしました。</p>
1.12 医事監視指導			
1.12.2 監査の結果			
1.12.2.2 自主管理点検表の回収について			
<p>無床医療診療所・歯科診療所については毎年自主管理点検表を送付して自己点検を促すとともに、3年に1回の提出を求めているが、平成28年度に提出を求めた無床医療診療所130件中9件、歯科診療所99件中14件の自己管理点検表が回収されていない。</p> <p>法令上は自己管理点検表を未提出の診療所に罰則を課す権限はないが、各診療所が管理体制の不備を早期に発見・是正することができるように指導するため、自己管理点検表を未提出の診療所に対しては立入検査を実施すべきである。</p> <p>また、担当者の人員に制限があることは理解できるが、提出された自己管理点検表の真偽を確認し、診療所の自己管理点検への意識を高めるために、少数の診療所に対してでも良いので抜き打ちでの立入検査を実施すべきである。</p>	63	保健所総務課	<p>自主管理点検表が期限までに提出されていない診療所等につきましては、速やかに提出いただくよう促しております。</p> <p>また、提出された点検表につきましては、点検・確認を行っております。</p> <p>なお、立入検査等につきましては、管理状況に問題がある場合など、必要に応じて行う旨を年間計画及び「診療所自主管理の手引き」に明記いたしました。</p>
1.12.2.3 自主管理点検表の不適事項について			
<p>毒薬・劇薬・麻薬等の取扱いや放射線管理（線量測定）といった質的に重要と思われる点検項目について不適合としている診療所が複数あり、不適合の件数の多い項目については、翌年度に自主管理点検の重点点検項目として不適合の場合に詳細な報告を求めているが、不適合の件数が少なくても質的重要性の高い項目については、不適合の場合に詳細な報告を求めべきである。</p> <p>合わせて、質的重要性の高い項目を不適合としている診療所については、立入検査の必要性を検討すべきである。</p>	63	保健所総務課	<p>自主管理点検表の不適事項につきましては、詳細な報告を求めており、指摘を踏まえまして、必要に応じて立入検査等により指導してまいります。</p>
1.12.2.4 自主管理点検結果の集計について			
<p>自主管理点検結果については、点検項目ごとに不適合率を算出し、不適合率の高い項目については翌年度の重点点検項目としているが、過去の点検結果との比較をするなど、個別診療所ごとの分析がなされていない。</p> <p>全体の分析は重要であるが、個別診療所ごとの分析も実施し、不適合項目が多い診療所や不適合項目の改善が図られていない診療所については立入検査の実施を検討すべきである。</p>	63	保健所総務課	<p>不適合項目の改善等が図られていない診療所につきましては、必要に応じて立入検査等により指導してまいります。</p>

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
1.16 施術所の登録・監視指導等			
1.16.2 監査の結果			
1.16.2.2 休止状態の施術所に対する指導			
<p>開設から立入検査時まで施術を行っておらず、かつ、今後も施術を行う予定のない施術所に対して、「休止状態なのであれば、休止届又は廃止届を提出することが望ましい旨を説明した。」と記録されている。</p> <p>この対応は、開設者の事情に配慮したものと史料されるが、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第2項において、「施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されており、衛生上も問題のある施術所であることから、休止届又は廃止届を提出しなければならない旨を説明すべきである。</p>	67	保健所総務課	指摘を踏まえまして、休止状態の施術所につきましては、休止届を提出しなければならない旨を指導いたしました。

【平成29年度】
宇都宮市保健所の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
保健所総務課			
1.10 災害時等の医療提供体制の確保			
1.10.2 監査の結果			
1.10.2.1 救護所の設置について			
<p>清原地区については、近隣に救急告示医療機関（後方支援病院の対象となる医療機関）がなく、かつ、救急告示医療機関までの搬送に時間を要することから、救護所の設置方法について課題となっており、平成29年3月開催の宇都宮市災害時の医療救護活動に係る連携会議において清原地区における救護所設置が議題となっているが、東日本大震災から既に6年が経過しており、早期の対策が望まれる。</p>	60	保健所総務課	<p>清原地区の医科救護所につきましては、平成30年度に作新学院大学の敷地に医科救護所を設置する協定を締結し、医科救護所の設置に必要な資器材を配備いたしました。</p>
健康増進課			
2.10 第2次健康うつのみや21			
2.10.5 監査の結果			
2.10.5.1 進捗目標値の設定について			
<p>生活習慣病予防講座（心臓病、脳卒中）や運動推進事業について、実績や評価が下がった原因は、事業の対象者やターゲットの変更など事業の見直しが挙げられており、一方で、目標値は、平成24年度に定めた基準値から設定した値から変更していない。</p> <p>事業当初の目標値と事業見直し後の実績を比較では、適切な評価が困難と考えられ、事業を見直した場合は、見直し後の事業計画で期待する成果を目標値として設定するなどの検討し、必要に応じて改定すべきと考える。</p>	130	健康増進課	<p>第2次健康うつのみや21計画の後期5年間（平成30～34年度）における事業の活動指標設定にあわせ目標値を変更しました。</p>
生活衛生課			
4.4 食品関係施設等の監視及び検査			
4.4.3 監査の結果			
4.4.3.3 食品安全ウォッチャー制度について			
<p>平成28年度の食品安全ウォッチャーの委嘱人数は、38名であるが、内10名は一度も報告書を提出していない。また、平成28年度の通報件数は1件のみであり、食品安全ウォッチャー制度が機能しているか疑問である。</p> <p>食品安全ウォッチャー制度の実績について評価し、今後のあり方について検討すべきである。</p>	198	生活衛生課	<p>食品安全ウォッチャーは、食品安全の確保を目的として、日常の買い物などにおいて流通している食品をチェックし、気づいたことを市に報告し、又は通報するボランティアであります。</p> <p>食品安全ウォッチャーの活動状況につきましては、（研修等の資質向上に努めたことから）表示調査の報告数が、平成28年度で5,070件、平成29年度で7,336件、平成30年度で7,050件であり、衛生状態等の通報数が平成28年度で1件、平成29年度で6件、平成30年度で3件となっております。</p> <p>衛生状態の通報数につきましては、食品等事業者の自主衛生管理が向上したことなどにより減少しているところではありますが、表示調査の報告数が7,000件を超えるなど、食品安全ウォッチャーによる日常的なチェックが十分に機能しているものと評価しております。</p> <p>また、報告のない食品安全ウォッチャーにつきましては、活動状況を確認し、活動へのアドバイスをを行うなど、活動の活性化に努めているところでもあります。</p> <p>今後とも、食品安全ウォッチャーをはじめ市民の食品表示に係る知識向上を図りながら、食品の安全を確保してまいります。</p>